

令和5年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

令和5年9月22日（金曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

- 日程第1 閉会中の継続審査申し出の件  
(第41号議案から第43号議案まで)
- 日程第2 第38号議案から第40号議案まで及び第  
5号報告について委員長報告  
(質疑・討論・表決)
- 日程第3 第44号議案上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第4 第45号議案上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第5 意見書案第4号上程  
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第6 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（16名）

- 1 番 野 崎 良
- 2 番 在 永 恵
- 3 番 於 久 弘 治
- 4 番 毛 利 洋 子
- 5 番 中 尾 勉
- 6 番 井ノ口 憲 治
- 7 番 阿 部 輝 之
- 8 番 土 谷 信 也
- 9 番 成 重 博 文
- 10 番 松 本 博 彰
- 11 番 河 野 徳 久
- 12 番 安 東 正 洋
- 13 番 北 崎 安 行
- 14 番 河 野 正 春
- 15 番 菅 健 雄
- 16 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- 事務局 長 田 中 良 久
- 次長兼議事係長 大 塚 栄 彦
- 総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子

専 門 員 小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

- 市 長 佐々木 敏 夫
- 副 市 長 安 田 祐 一
- 市参事兼総務課長 飯 沼 憲 一
- 市参事兼企画情報課長 丸山野 幸 政
- 市参事兼健康推進課長 清 水 栄 二
- 市参事兼環境課長 尾 形 稔
- 市参事兼商工観光課長 河 野 真 一
- 財 政 課 長 伊 藤 昭 弘
- 地域活力創造課長 小 野 政 文
- 税 務 課 長 近 藤 直 樹
- 市 民 課 長 黒 田 敏 信
- 保 険 年 金 課 長 佐々木 真 治
- 社 会 福 祉 課 長 田 染 定 利
- 子 育 て 支 援 課 長 水 江 和 徳
- 人権啓発・部落差別解消推進課長 後 藤 史 明
- 農 業 振 興 課 長 川 口 達 也
- 農業地域支援室長 首 藤 賢 司
- 建 設 課 長 馬 場 政 年
- 都 市 建 築 課 長 近 藤 保 博
- 上 下 水 道 課 長 甲 斐 繁 彦
- 地域総務二課長兼水産・地域産業課長 船 木 靖 幸
- 会計管理者兼会計課長 山 田 英 彦
- 選挙管理委員会・監査委員事務局長 藤 重 深 雪
- 農 業 委 員 会 事 務 局 長 塩 崎 康 弘
- 消 防 本 部 消 防 長 友 久 優
- 教育委員会 河 野 潔
- 教 育 長 板 井 浩
- 市参事兼文化財室長 教 育 総 務 課 長 兼 地 域 総 務 一 課 長 植 田 克 己
- 学 校 教 育 課 長 河 野 政 文
- 総務課 総括主幹兼総務法規係長 矢 野 裕 治
- 総括主幹兼人事給与係長兼秘書係長 江 島 信 之

○議長（安東正洋君） 皆さんおはようございます。

9月22日

これより本日の会議を開きます。

**○議長（安東正洋君）** 日程第1、閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から、決算審査特別委員会において審査中の各決算認定議案について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第41号議案から第43号議案までについては、決算審査特別委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（安東正洋君）** ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しております継続審査申し出の件の第41号議案から第43号議案までについては、閉会中の継続審査とすることに決しました。

**○議長（安東正洋君）** 日程第2、第38号議案から第40号議案まで及び第5号報告を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、菅 健雄君。

**○総務委員長（菅 健雄君）** 皆さんおはようございます。総務委員長報告をいたします。

去る9月15日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案2件及び報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第38号議案、令和5年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容としては、繰越金、市債などで財源措置されており、補正額は3,449万5,000円の増額で、補正後の予算総額は、183億3,853万円となっています。

なお、財源更正として、急速充電器改修事業費他3件に地方債が充当されています。

歳出予算の内容としては、総務費では、燃料価格高騰に伴う市民乗合タクシー等の運行経費の一部を助成する経費が計上されています。

次に、地方債補正については、公民館改修事業が追加され、過疎地域持続的発展特別事業他3件の限度額の変更を行っています。

審査の中で委員から、「市債について、夷地区観光拠点施設整備事業の基本計画策定業務委託料分の起債の有無について」の質疑があり、執行部からは、「今回の基本計画策定業務委託料は、建設事業ではないという位置づけで、起債対象ではない事業と考

えている」との答弁がありました。

また、「これまで夷地区観光拠点施設整備事業という名目で3回補正予算を組んでいるが、その時は3回とも過疎債を借りていたのではないか」との質疑があり、執行部からは「以前の分は、実際に工事に入るための測量などである。これについては、どの起債でも建設事業の一部として認められている。しかし、今回の委託のような、その前段の構想を作り上げるものはソフト事業の一環であり、建設事業には当たらない」との答弁がありました。

次に、燃料価格高騰に対する市民乗合タクシー等の補助事業では、「委託契約時点から1年間を通じての燃料価格増額分を来年3月まで見込んでいいのか」との質疑があり、執行部からは、「今回の補正計上の80万円は、来年3月分までを見通した中での試算である」との答弁がありました。

審査の結果、第38号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第39号議案、豊後高田市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第39号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第5号報告、令和5年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、本委員会に付託された部分は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、7月豪雨で被災した農林水産施設及び公共土木施設の災害復旧などを速やかに実施するために、令和5年7月27日付けで専決処分した補正予算の歳入であります。

財源については、県支出金等で措置されており、補正額は3億9,665万7,000円の増額であります。

審査の中で委員から、「農地災害復旧事業では、事業費から国の補助金を差し引いた残り15%が農家負担になるが、今回の農地災害19件の事業費に対する国の補助額及び地元の負担額などについて」の質疑があり、執行部からは、「農地分の19件に係る災害復旧事業費は、概算で4,050万円である。補助率は未確定のため、予算計上時には補助率94.3%としているが、それで試算すると災害の補助金が約3,819万1,000円、地方債190万円、地元負担金が32万円の

予定である」との答弁がありました。

また、「農地分における起債額の交付税措置後の市の実質の負担額について」の質疑があり、執行部からは、「今回の農地分については、地方債として起債できるのは190万円の見込みであり、その元利償還に対し、95%が普通交付税で措置される。試算上では、元利償還が利子を含め約195万円となり、起債対象の10万円未満の端数は一般財源となることを加味し、実質的な市の負担は約18万7,000円と見込んでいる」との答弁がありました。

なお、「市の実質負担約18万7,000円に対し、19件の農家から合計32万円の負担金を取ることとなる。農家は、地元負担金が佐々木市長になり4分の1に下がったことはよかったと思っているが、地方自治体が判断すれば地元負担を取らなくてもよいとなっている。農業を守るために、農地災害の地元負担金の見直しを将来に向け検討課題にできないか」との質疑があり、執行部からは「市長の方針を確認しているが、基本的には、農地は個人の財産であるので、少額ではあるが、個人に負担をしてもらいたいというものであった」という回答がありました。

また、「災害復旧事業の補助災害と単独災害の違いについて」の質疑があり、執行部からは、「一言でいえば、起債を別にして、国庫の補助や負担金の対象となるかどうかである。つまり、事業費が農地、農業用施設では40万円以上、公共土木施設では60万円以上でないと国庫事業の対象とならないといった基準があるため、その基準以上が補助、基準未満が単独となる。なお、設計業務委託料なども単独となると認識している」との答弁がありました。

審査の結果、第5号報告のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 社会文教委員長報告をいたします。

去る9月19日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件及び報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第38号議案、令和5年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、特殊詐欺等防止機能付き電話機等の購入補助金を増額

する経費などが計上されています。

民生費では、社会福祉施設等に対し、電力・ガス・食料品等物価高騰相当額分を補助する県事業への負担金を計上しています。

教育費では、水崎公民館の軒天等の老朽化に伴う改修工事などに要する経費が計上されています。

審査の中で委員から、「特殊詐欺等防止機能付き電話機の購入補助金の増額は、対象が広がり申請者が増えたということだが、今後も同様の取組をしてもらえるのか」との質疑があり、執行部からは、「この事業は、県と一体となって実施しており、県の補助金の関係上、予算内で事業を実施することになっている。市の単独事業ではないため、予算不足となった場合、県に相談の上、検討すべきと考えている」との答弁がありました。

また、「社会福祉施設等への物価高騰対策事業において、対象とされている市内の病児保育施設数について」の質疑があり、執行部からは、「2か所である」との答弁がありました。

また、「今回改修する水崎公民館以外で、老朽化により補修が必要となる公民館の把握状況について」の質疑があり、執行部からは、「建築から年数が経っている公民館は多いが、水崎公民館のように雨が入り込むなど現時点で喫緊に修繕を要する施設はない」との答弁がありました。

審査の結果、第38号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第5号報告、令和5年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、本委員会に付託された部分は、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、老朽化したごみ清掃工場焼却炉設備の改修を速やかに実施するために専決処分した補正予算の歳出であります。

審査の中で委員から、「新たな清掃工場の供用開始まで2年ある。それまでの間に現時点で推測される補修箇所について」の質疑があり、執行部からは、「現時点で具体的に把握している補修箇所はない」との答弁がありました。

審査の結果、第5号報告のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君） 産業建設委員長、土谷信也

9月22日

君。

**○産業建設委員長（土谷信也君）** 産業建設委員長報告をいたします。

去る9月20日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案2件及び報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第38号議案、令和5年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、農林水産業費では、乾しいたけ生産の新規参入者への支援に要する経費が計上されています。

商工費では、長崎鼻リゾートキャンプ場の老朽化した安全柵などの改修に要する経費並びに夷地区観光拠点施設整備に係る基本計画策定業務委託料が計上されています。

審査の中で委員から「長崎鼻リゾートキャンプ場の安全柵改修工事における予定箇所及び延長について」の質疑があり、執行部からは、「今年すでに改修した海蝕洞穴周囲の安全柵を除き、海蝕洞穴から海沿いを進み、祠があるところまでの延長56メートルの予定である」との答弁がありました。

また、「花公園づくりに係る補助金の詳細について」の質疑があり、執行部からは、「今回の補助金は、花公園を管理する地元の法人が目指す花公園の用地取得に係る経費を助成するものであり、取得予定地は、長崎鼻キャンプ場奥の駐車場と売店の間の3,700平方メートルの農地である。

現在、この土地を借りて、農地として利用しているが、この土地が売買され、違う用途に使用されると致命的な打撃を受けることから、10年以上前から土地取得に向け地権者と交渉を行ってきた。

しかし、金額面で折り合いがつかず交渉は止まっていたが、今回、話がまとまり、取得の見込みが立ったことから花公園を管理し、農地の取得ができる地元の法人、株式会社油花に対し、用地取得に係る経費を助成し、安定的な花公園の運営を行ってもらうことが目的である」との答弁がありました。

また、「夷地区観光拠点施設整備に係る駐車場などの基本計画の詳細について」の質疑があり、執行部からは、「本基本計画は、夷地区観光拠点施設整備の全体構想がまとまっておらず、分かりづらいことから、あそこー帯をどうしたいのか、それが分かるように構想を取りまとめるものである。

駐車場としては、林道城成線の中腹辺りを想定しており、その近くに売店やトイレを備えた受付のビ

ジターセンター的な施設を整備したり、今まで説明してきた遊歩道をもう少し山の方に延長し、山頂付近の岩屋の一部をくり抜き、展望台などを整備したらという意見もあり、そういった全体の構想を策定するものである。なお、その経過において、産業建設委員の意見などを聞き、年度内におよその基本計画をまとめたい」との答弁がありました。

審査の結果、第38号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第40号議案、豊後高田市空家等対策協議会条例の一部改正については、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第40号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第5号報告、令和5年度豊後高田市一般会計補正予算（第5号）についてのうち、本委員会に付託された部分は、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、7月豪雨で被災した農林水産施設及び公共土木施設に係る災害復旧工事を速やかに実施するため、7月27日付けで専決処分をした補正予算の歳出であります。

審査の結果、第5号報告のうち、本委員会に付託された部分については、報告の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

**○議長（安東正洋君）** 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（安東正洋君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんでした。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（安東正洋君）** これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の一括採決するものの各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するものの各議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長（安東正洋君） 日程第3、第44号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第44号議案は、農業委員会委員の任命についてでございます。本年9月30日をもって任期が満了する農業委員会委員に神田三重子氏、友延都茂子氏、河野利治氏、内田勝夫氏、和泉 陣氏、市成信正氏、佐々木弘幸氏、宗 一則氏、中野正年氏及び川野元憲司氏を再度任命し、野田富好氏、酒井幸二氏及び財前仁一氏を新たに任命したいので、同意を求めるところでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、第44号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。

市長から提案がありました第44号議案、農業委員の任命についての議案について、5点質疑をしたいと思います。

私も農業委員を務めたことがあります。法律が改定されて、6年前から市長が推薦や公募を受けた後、その人が適格かどうかという判断をして、議会に提案をし、議会の同意を得て、その後、市長が任命して新たな3年間の農業委員が選任されるということになっております。

それで1点目は、推薦による方が何人おったのか。

2点目は、自ら私が農業委員として豊後高田市で活躍をしたいという形で公募できるようになったが、公募の人が何人ですか、名前は知らないですけどね。それが2点目。

3点目は、法律的には農業者以外の方で中立の立場を貫けて公平な判断をされる方を豊後高田市でも1人以上は選任をするとなっていると思うんですけどね、今、資料をもらっていますけど、ちょっと私、見てもどなたがなのか分からないんですけども、何人なのか。その人は名前を公表してもらったと思います。

4番目は、女性、青年についてね、市町村長は、積極的に農業委員として登用するよという項があるんですけども、ちょっと私、生年月日が入りますけど、計算してないんですけどね、女性は2人と分かるんですけども、何か市長としては——豊後高田においては、各種審議会については、構成員の3割以上を目指していると思うんですけども、今回、13人に対して女性2人ということは、15%程度でないかと思うんですけどね、何か特別な、女性の農業委員を登用する努力をされたのかを聞きたいんです。同時に青年について、青年と言われる方が豊後高田市の場合、農業委員として今回、市長から提案されてるかどうか。あれば、名前を出してもらったと思います。

それから5番目の問題は、今度の法改正によって——私も農業委員をしておりましたんでね、ただ、いろいろな申請業務を許可するか、しないかという議論じゃなくて、やはり豊後高田市における農業や農民の生活を守る問題についても関係行政機関に建議することができるという形で農業委員会で議論をして、市長に対しても県に対しても意見を述べる事ができるとあったんですけども、改正法については、これは削除しまして、いわゆるその項目がなくても、当然のことなんだという立場をとっていると思うんですけども、3年間でいいんですけどね、新しく3年ごとに農業委員が改選されますので、豊後高田市の農業委員会においては3年間に何か、市長あるいは県なりにね、豊後高田市の農業を守っていくためには、市長としてこういうことを取り組んでもらいたい云々というような建議的なもの、意見を申し立てることがあったかどうか。あったらどうということがあった、なかったらなかったということで、言ってもらったと思います。

まあ、これまでは、公選法に準じて本人が立候補

して、選挙で選ぶ方法と議会の中から推薦する方法、2つの方法をとっておったんですけど、今度はこういう形で、市長が推薦や公募に基づいて、適任者を議会に諮って新しい農業委員を作るということになりましたんでね、良い機会だし、農業問題というのは非常に大事な問題になってますからね、市だけでは片付かない問題があるから、やはり国の政治を変えるという方向で農業委員会もさらに頑張ってもらいたいので質疑をしているわけでありませう。

市長、答えてもらいたいと思います。

○議長（安東正洋君） 農業委員会事務局長、塩崎康弘君。

○農業委員会事務局長（塩崎康弘君） それでは、第44号議案、農業委員会委員の任命についてのご質疑にお答えいたします。

まず、1点目の推薦が何名であったかという質疑でございますが、9名、13名中9名が推薦でございました。

それから2点目、応募ですけれども、応募のほうに13名中4名という形になっております。これにつきましては、公表ということになっておりますので、ホームページのほうにお名前、それから推薦理由であったりとか、そういったものは載せておりますので公表されております。

それから、中立委員のお名前ですけれども、佐々木委員が中立委員ということで、今回1名の応募がございました。

それから4点目ですね、女性の登用について何かしたかということですが、先ほど議員が言われましたとおり、任命にあたっては、年齢、性別に著しい偏りがないように配慮しなければならないというふうになっておまして、現在、女性委員は2名おるんですけども、女性委員を通じまして、その団体であったりとか、対象者に対して、お声がけをお願いしております。

それから認定農業者の組織の方々にも募集のご案内をしたんですけども、その時に女性委員の登用について推薦のお願いを行っております。結果として、現在2名という形になっておりますけども、そういった形で今回は推薦をいただいております。

それから、50歳未満が一応青年という方になっておりますけれども、50歳未満、うちの委員であれば50歳未満は泉委員が50歳未満の青年という形になっております。

それから5点目ですけれども、建議を市長に申立

しているかということになりますけれども、この3年間では、建議は市長には、いたしておりませんけれども、年に1回、県の会長会から国会議員のほうに申し入れをしておりますので、その中でうちのほうからも意見を出しております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今の答弁では、推薦の方が9名で、応募の方が4人あったと、ちょうど豊後高田市の農業委員が9人だから、9人を市長が提案したということだろうと思うんですけどね。その場合も、この方が豊後高田市の農業委員として適格かというのは、何か市長だけの判断なのか。

この定数をオーバーした場合には、評価委員会を5人で構成して副市長が会長で審議するとなっているんですけども、こういう定数一杯のときは、もう市長だけの権限なのか、やはり、この人が適切であるかどうかというような議論をして決めたのかということを知りたいんですよ。

質問が3回だから、もう少し進めたいと思うんですけどね、農業委員の皆さんのご活躍は、やはり地元地域の皆さんが一番お世話になるところなんですけども、ぼっと見ただけですとね、来縄地域、来縄地域といえば市長も、今の議長も来縄なんですけどね、私は今もらったからですね、見ましたら、来縄の方が2人おるんですけどね、それぞれの地域別に見てですね、大体——市議会議員でいうならば、立候補してないからしょうがないんですけど、この近所でみても呉崎小学校区はいないですわね、とあるんですけど、今度の場合は、市長が議会に諮って提案するもので、呉崎の場合は、農業委員は2人おるんですよ。小学校区では、一番率が高いからいいと思う、農業もしっかりやっていますからね、いいと思うんですけども、そう見た場合に地域的に農業委員が一人もいないという地域があるのかどうか。その辺については、何らかの方法で、自治委員さんが推薦することもできるし、本人も応募することもできるんですけど、これもなかったらしょうがないことなんですけど、そういうような何か配慮をしたのか。市長と議長の地元の来縄地区で2人、呉崎も1人また公募で出ておりますけども、いいことだと思うんですよ。その辺がどうかということを知りたいのと、もう1点の最後の建議の件で、建議というのは、意見を申立てることなだけども、それは、市独自では直接、関係機関に申立てたことはないんですけど、県を

通じてとありましたけど、なぜ、私がここで議論するかと言いますと、先ほど総務委員長報告の中で今度の農業災害で特に全国的に問題になっている農地の災害で地元負担が大きいために、もう百姓をやめるという声が出るほど、自分は小作料を出してないんだけど、ある方に作ってもらってるけども、農地負担は地主さんのものになるもんだからということでね、それで、国会の議論の中で、これは市町村長が決めれば農地だって農民負担を取らなくてもいいという、これは初めての答弁なんですよ、私どもの記録では。今までで初めて答弁しています、大臣が。だから、総務委員会でも議論をしたんですけども、先ほど紹介があったように市長の方針としては、地主さん、いわゆる個人の土地なんだから一部負担をという方針だということが分かったでしょ、そうなってるんですよ。大体、他のところもそうなるんですけども、高田の場合は、補助残の15%になってるんですよ、それより安いところも大分県内ではあるんですけどね。そういう問題も農業委員会で議論してもらって、農地を守る、農業を守るという立場で、ただ、許可業務だけじゃなくて、市長に対しても高田の農業を守るために、こうやというような提案ができたなら、もっともっと高田の農家のためになるんじゃないかと思うもんだから、ちょっと聞いてるんです。そういうことを今後、要請してもらったら、それは、農業委員会で決めることですけどね、というように意見を述べておきますが、何かありましたら答弁してください。

**○議長（安東正洋君）** 農業委員会事務局長、塩崎康弘君。

**○農業委員会事務局長（塩崎康弘君）** それでは、大石議員の再質疑についてお答えいたします。

まず、1点目の今回の13人の中の決定について何か評価委員会とか開いたかというふうな質疑ですけども、今回、先ほど話がありましたように、定数どおりということであったんですけども、委員の推薦及び応募に関する要綱で、推薦または応募があった農業委員候補者について評価委員会にその評価を求めるものとなっていることから、農業委員候補者評価委員会を開催いたしまして、募集時に提出された書類等を基に推薦・応募のありました農業委員候補者について、今回は、農業委員として適正かどうかというような点で評価をいたしました。その後、評価委員会による候補者の評価結果を市長に報告いたしまして、今回上程しております13人の候

補者を決定したところであります。

それから、2点目の地域別にちゃんとおるかという質疑に対してですけれども、農業委員の募集に関しましては、あらかじめ広く候補者の募集を行うことになっておりますから、あらかじめ地域枠とか推薦枠等を設けて募集を行うことが適切でないとした国の指導もありますことから、地域ごとの定数枠や団体等の推薦枠は設けず市全体を一本として募集を行っているところであります。ただ、選考の段階ではできるだけ地域のバランスをとったほうがいいということで選考の基準にもしておりますけれども、地域バランスにつきましては、各地域に必ず1人もしくは2人の農業委員がおるというふうなバランスになっております。

それから、3点目の建議についてでありますけれども、今後、新しく選任された農業委員の話の中で、建議については新しく決まる会長等と相談しながら、考えていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（安東正洋君）** ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（安東正洋君）** これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（安東正洋君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第44号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（安東正洋君）** ご異議なしと認めます。

よって、第44号議案については、これに同意することに決しました。

**○議長（安東正洋君）** 日程第4、第45号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

**○市長（佐々木敏夫君）** 提案理由のご説明を申し上げます。

第45号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。本年12月31日をもって任期が満了する人権擁護委員に、門岡富枝氏、江口英敏氏、井ノ口

キヌ子氏、森本照子氏及び板井雅彦氏を再度推薦することについて、意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、第45号議案につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 第45号議案の人権擁護委員の推薦について質疑をいたします。

今回、市長から提案された委員については5名ですが、そのうち女性が3名となっております、パーセントで言ったら60%なんですね、そのことは評価いたします。お聞きしたいのはですね、人権問題というのは非常に大事で差別事象が起こってはならないと思いますし、お互いに差別のない社会を目指して努力をさらにしてもらいたいと思うんですけども、私がこの人権擁護委員についてあまり把握していないので聞くだけでも、長い人はずっと永松市長時代からの人がおりますよね、一番長い人で何年——今までの経歴で何年間人権擁護委員を務めておられるのかね、佐々木市長も永松市長時代の方をずっと続けてやってもらってるんですけどね。

2つ目に聞きたいのは、豊後高田市の市内で人権擁護委員会に付託をして審議してもらおうような差別事象、差別の事例が起こっているのかどうか。この1期の任期中だけでいいですけども、起こっていればどうということが起こっていると、なければならないというようにしてもらいたいんですけどね。

同時に私が知らないから聞くんですけども、人権擁護委員さんというのは、年間どれぐらいの会合が開かれて、実際市民から見ましたらどのような活動してるのか、報酬・手当的なものはどうなっているのかもあつたら説明してもらったらと思います。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 人権啓発・部落差別解消推進課長、後藤史明君。

○人権啓発・部落差別解消推進課長（後藤史明君）

第45号議案、人権擁護委員の推薦についてのご質疑にお答えいたします。

人権擁護委員の任期は3年となっております、一番長い方で5期務めている方がいらっしゃいます。その方が一番長いです。

人権擁護委員の関係の、そういった差別事象の取扱いがあつたかというのは、こちらでは把握しておりません。

それから、報酬につきましては、人権擁護委員は法務大臣から委嘱される民間のボランティアになります。報酬とかはありませんが、交通費等の実費が支給されているものと聞いております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 私も人権擁護委員についてね、知識が弱いことを反省しておりますけども、3年間の任期ということが分かったんですけども、市長が提案して、議会の同意を得て市長が選任することになるんですけど、長い人ではこれまで15年の方、前の市の職員なんですけども、おりますが、無報酬でどういう活動をしているかというのは、もう少し聞きたいね、皆さん感謝申し上げないかんと思うんですよ、無報酬ではねえ。それはちょっと分からないんだけど、この前も議員は、委員会室で人権の研修会に臨んできたんですけど、今回は部落差別の問題でお聞きしましたけどね、問題点を私、指摘しましたけれども。それでね、差別はいろいろあるんだけど、部落差別解消法云々と法律まで作ったことになったんですけど、高田において部落差別の事案、事象というのは、何かあってるんですかね。この3年間でいいですけど、3年間で豊後高田で起こっているのか。全国的には、インターネットで云々と言うけれども人権擁護委員会で議論するような案件があつたかどうか聞きたいんですよ。高田の場合、年に何回ぐらい会合を開いて、今までその事案で1時間以上会議で議論をして云々というようなことがあつたのかどうか。いや、会合するけれどもほんの僅かで終わったということになってるのか、ちょっと市民の前に明らかにしてもらえませんか。

○議長（安東正洋君） 人権啓発・部落差別解消推進課長、後藤史明君。

○人権啓発・部落差別解消推進課長（後藤史明君）

第45号議案、人権擁護委員の推薦についての再質疑にお答えをいたします。

人権擁護委員の活動なんですけれど、相談活動を



主にしておりまして、地域の公民館に——高田地域の中央公民館は毎月、真玉・香々地は年5回の相談日を設けて人権擁護委員の方がその場に居て相談を受けるということを行っています。また、法務局に出向いて法務局の職員と一緒にですね、そういった相談を受けるという活動もしておりますので、具体的に年間の回数というのは、ちょっと把握できておりませんが、かなりの回数、法務局に行かれたりとか、研修を受けたりとか、そういったことを行っています。

また、啓発活動といたしまして、企業訪問をして男女共同参画についての話をしたりとか、学校に出向いて出前講座、そういったことも行いながら啓発の取組もしております。

先ほども申しましたが、人権擁護委員の中でそういった議論した案件につきましては、こちらでは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今の活動状況は分かったんですけども、人権を擁護するということは非常に大事だし、いろんな困りごとがあれば相談活動に応じているということで、本当に市民から見たらありがたいことなんでしょう、分かればね、いわゆる、まだ部落差別が残っている残っているということになってるんですけど、高田においてはね、部落差別、いわゆる差別事件たるものは起こってないんじゃないかとその辺はちょっと述べられませんか。豊後高田ではないんだと。その辺どうでしょうか。

○議長（安東正洋君） 人権啓発・部落差別解消推進課長、後藤史明君。

○人権啓発・部落差別解消推進課長（後藤史明君）

第45号議案、人権擁護委員の推薦についての再々質疑についてお答えをします。

先ほども申し上げましたが、直接、人権相談の内容であるとか、地区別の件数というのは、こちらでは把握できておりません。県全体では、昨年度115件、大分県全体で地区公民館でやったのは115件という数字は把握しておりますが、詳しい内容については、こちらでは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第45号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、第45号議案については、これに同意することに決しました。

○議長（安東正洋君） 日程第5、意見書案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、中尾 勉君。

○5番（中尾 勉君） 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)について、提案理由の説明を申し上げます。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備や子育て施策などきわめて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症や多発する大規模災害への対策も迫られています。

これらに対応する地方財政について、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、別紙10項目の実現を求めるものです。

以上、本意見書について、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（安東正洋君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

9月22日

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 質疑なしと認め、質疑を  
結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 討論なしと認め、討論を  
結いたします。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

意見書案第4号は、原案のとおり決することにご  
異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決され  
ました。

○議長(安東正洋君) 日程第6、議員派遣の件に  
ついてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してあり  
ますとおり派遣することにいたしたいと思いを  
ます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付  
してありますとおり、派遣することに決定いたしま  
した。

なお、諸般の事情による変更または中止につい  
てはその決定を議長に一任願いたいと思いを  
ます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議長(安東正洋君) 以上で、本定例会に付議さ  
れました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第3回豊後高田市議  
会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞でございま  
した。

午前11時2分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名  
する。

豊後高田市議会議長 安東正洋

豊後高田市議会議員 土谷信也

豊後高田市議会議員 成重博文